

I 判定手数料 (法第11条第1項、法第12条第2項)

1. 判定手数料

(1) 全部が住宅以外の用途に供するもの

床面積の合計	標準入力法・主要室入力法		モデル建物法等	
	金額 (円)		金額 (円)	
	工場等以外	工場等	工場等以外	工場等
300㎡未満	242,000	26,000	94,000	22,000
300～1,000㎡未満	300,000	34,000	118,000	29,000
1,000～2,000㎡未満	383,000	46,000	153,000	41,000
2,000～5,000㎡未満	541,000	105,000	244,000	98,000
5,000～10,000㎡未満	663,000	154,000	316,000	147,000
10,000～25,000㎡未満	781,000	190,000	378,000	182,000
25,000～50,000㎡未満	889,000	234,000	443,000	224,000
50,000㎡以上	1,105,000	323,000	572,000	311,000

(2) 全部が住宅の用途に供するもの

床面積の合計	仕様基準・併用基準以外	仕様基準	併用基準
	金額 (円)	金額 (円)	金額 (円)
(一戸建ての住宅)			
200㎡未満	44,000	23,000	34,000
200㎡以上	48,000	24,000	36,000
(共同住宅又は長屋住宅)			
300㎡未満	80,000	38,000	59,000
300～2,000㎡未満	126,000	62,000	94,000
2,000～5,000㎡未満	207,000	109,000	158,000
5,000～10,000㎡未満	293,000	162,000	227,000
10,000～25,000㎡未満	566,000	292,000	430,000
25,000～50,000㎡未満	992,000	491,000	743,000
50,000㎡以上	1,815,000	857,000	1,336,000

(3) 一部が住宅の用途に供するもの

『非住宅部分 (1)の金額』 + 『住宅部分 (2)の金額 (評価書面がある場合は※1による)』の合計金額

備考

- 建築物を新築、増築または改築する場合の床面積は、当該建築物の床面積の合計とする。
- 既設建築物に増改築をする場合の手数は、当該増改築をする部分の床面積の合計とする。
- 工場等とは、工場、倉庫、卸売市場、火葬場その他エネルギー使用の状況に関してこれらに類するものをいう。
- 判定する建築物が同一敷地内に2以上ある場合は、棟ごとに申請する。
- 仕様基準とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準(同号イただし書の国土交通大臣が定める基準に適合する住宅にあつては同号ロ(2)に掲げる基準)をいう。
- 併用基準とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)に掲げる基準又は同号イ(2)及びロ(1)に掲げる基準をいう。

※1. 評価書面がある場合

	金額 (円)
(一戸建ての住宅)	6,600
(共同住宅又は長屋住宅)	
300㎡未満	11,000
300～2,000㎡未満	22,000
2,000～5,000㎡未満	47,000
5,000～10,000㎡未満	83,000
10,000～25,000㎡未満	132,000
25,000～50,000㎡未満	198,000
50,000㎡以上	299,000

II 計画変更の判定手数料 (法第11条第2項、第12条第3項)

I に掲げる金額

- ※1. 適合性判定を受けた計画の変更をする場合の床面積は、当該変更に係る部分の1/2で算定
- ※2. 床面積が増加する変更の場合は、増加する部分の床面積は合算する。

III 軽微な変更に関する証明書の手数料 (規則第13条)

I に掲げる金額

- ※ 適合性判定を受けた計画の軽微な変更証明書を交付する場合の床面積は、当該変更に係る部分の1/2で算定